

ながおかきょうししゅう

ふくしけいかく

長岡京市障がい福祉計画

だい きけいかく

(第5期計画)

ながおかきょうししゅう

じふくしけいかく

長岡京市障がい児福祉計画

だい きけいかく

(第1期計画)

がいようばん
概要版



かしこ暮らしっく

長岡京

けいかく さくてい しゅし 計画策定の趣旨

本計画は、「第5次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」の基本理念「自分らしく生きることのできる 住みたいまち 住み続けたいまち 長岡京」の実現を目指す中で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る成果目標、活動指標、障がい福祉サービスの必要量、その提供体制確保のための方策を定めるものです。

「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の目的をはじめ、平成29年12月に制定した「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」の趣旨を踏まえ、国の基本指針に沿って、障がい福祉の支援体制をさらに充実させていきます。

けいかく きかん 計画の期間

計画期間は、平成30年度から平成32年度（3か年度）です。

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
長岡京市障がい者（児）福祉基本計画	第三次		第四次					第5次				
長岡京市障がい福祉計画	第二期		第三期			第4期			第5期			
長岡京市障がい児福祉計画										第1期		

けいかく きほんりねん 計画の基本理念

じぶん い
自分らしく生きることのできる

す す つづ ながおかきょう
住みたいまち 住み続けたいまち 長岡京



サービス利用の推移

1 ヵ月あたりの障がい福祉サービスの利用状況の推移（障害者総合支援法）

（単位：人、千円）

	第一期末	第二期末	第三期末	第4期	
	平成20年度	平成23年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実利用者数（A）	392	531	468	467	485
総費用額（B）	58,906	86,142	121,899	122,264	126,648
訪問系サービス	11,351	21,461	35,875	18,515	29,650
日中活動系サービス	36,034	52,436	70,403	73,687	76,886
居住系サービス	11,392	12,180	13,870	28,696	17,465
相談系サービス	129	65	1,751	1,366	2,647
一人あたり費用額（B÷A）	150	163	261	262	262

1 ヵ月あたりの障がい福祉サービスの利用状況の推移（児童福祉法）

（単位：人、千円）

	第一期末	第二期末	第三期末	第4期	
	平成20年度	平成23年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実利用者数（A）	198	216	246	257	235
総費用額（B）	4,026	5,165	10,035	12,141	13,216
通所系サービス	4,026	3,957	7,903	10,032	11,879
相談系サービス	0	1,208	2,132	2,109	1,337
一人あたり費用額（B÷A）	21	24	41	48	57

障がい福祉計画（第5期計画）及び障がい児福祉計画（第1期計画）における目標と施策

目標	実現に向けて必要な施策
I. 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間や休日に対応できる相談窓口の設置 ・適切な支援につながる相談支援体制の充実
II. 地域生活を支えるサービス提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設からの地域移行や親亡き後の生活を見据えた、居住の場や支援の仕組みづくり ・サービスの不足解消及び充実に必要な支援者の確保と育成
III. 精神障がい者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいについての理解啓発 ・精神障がいのある人や家族が相談しやすい体制の整備
IV. 就労による自立・社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ・適切なアセスメントに基づく、一人ひとりの特性に応じた支援 ・一般就労後の職場定着に向けた支援
V. 発達に課題のある児童に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいや医療的ケアなどの多様なニーズに対応できる療育体制の整備
VI. 差別解消・合理的配慮の提供推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者差別解消法」や「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」に基づく差別解消、虐待の防止、合理的配慮の提供に関する周知・啓発

へいせい ねんどまつ せいかもくひょう
平成32年度末の成果目標

障がい福祉計画	項目	目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	施設入所者数 53 人 (平成 29 年度末見込み)	目標年度入所者数 50 人 (平成 32 年度末)
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	乙訓圏域で 1ヶ所を整備
地域生活支援拠点の整備	地域生活支援拠点の整備	乙訓圏域で 1ヶ所を整備
福祉施設から一般就労への移行	年間一般就労移行者数 (平成 32 年度末)	8 人
	就労移行支援事業利用者数	32 人
	就労移行率※が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	5 割以上

※事業所ごとに年度当初に支給決定されている人数を分母とし、その事業所で年度中に一般就労した人を分子として算出します。

障がい児福祉計画	項目	目標
障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置	乙訓圏域で 1ヶ所を設置します。
	保育所等訪問支援の充実	乙訓圏域で 1ヶ所以上を維持します。
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	乙訓圏域内で 1か所を確保します。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	乙訓圏域内で 1ヶ所を整備します。 (平成 30 年度末まで)

しょう ふくしけいかく かつどうしひょう
障がい福祉計画の活動指標

実施事業とサービス見込量

相談支援事業	対象	内容	見込量		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい者相談支援事業 (一般)	障がいのある人や介護者	障がいに関するあらゆる相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	7か所	7か所	7か所
			実施	実施	実施
基幹相談支援センター等機能強化					
住宅入居等支援事業			実施せず	実施せず	実施せず

指定相談支援	対象	内容	見込量		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する、すべての人	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。	110 人	110 人	110 人
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人	地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	入所施設や病院から地域生活へ移行した人やひとり暮らしへと移行した人	安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応を支援します。	1 人	1 人	1 人

訪問系サービス	内 容	見込量 (1 カ月あたり)		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。また、通院や官公庁での手続きのために車への乗り降りや移動を介助します。	2,656 時間	2,688 時間	2,720 時間
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより常に介護を必要とする方に対して、自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯などの家事、外出時における移動支援など、生活全般に必要な支援を総合的にを行います。	4,140 時間	4,140 時間	4,140 時間
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に対し、外出時の同行や移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。	305 時間	305 時間	370 時間
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難を有する人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の介護等、行動する際に必要な援助を行います。	578 時間	595 時間	612 時間
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所など複数のサービスを包括的に提供します。	0 時間	0 時間	0 時間

日中活動系サービス	内 容	見込量 (1 カ月あたり)		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	常時介護が必要な重度の障がいのある人に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	3,120 人日	3,180 人日	3,260 人日
自立訓練 (機能訓練)	地域生活上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がいのある人 (高次脳機能障害含む) に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練などの支援を行います。	40 人日	40 人日	40 人日
自立訓練 (生活訓練) * 宿泊型含む	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。	195 人日	195 人日	195 人日
就労移行支援	一般就労を希望する人に対し、一定の期間における支援計画に基づき、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。	374 人日	459 人日	544 人日
就労継続支援 A 型	一般企業などへの就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。	800 人日	820 人日	840 人日
就労継続支援 B 型	一般企業などへの就労が困難な人などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。	2,295 人日	2,380 人日	2,465 人日
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業・自宅等への訪問や利用者の来所により、生活リズム、家事や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。最長 3 年間の利用ができます。	1 人	2 人	3 人
療養介護	医療が必要な人であって、常時介護を必要とする重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。	17 人	17 人	17 人
短期入所	在宅の障がいのある人を介助する人が病気などの場合に、障がいのある人が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。	256 人日	260 人日	264 人日

居住系サービス	内 容	見込量 (1 ヶ月あたり)		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を利用していた人などが、居宅における自立した日常生活を営む上での様々な問題に対して、定期的な巡回訪問や本人からの相談に応じ、必要な支援を行います。	1 人	1 人	1 人
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。	63 人	64 人	65 人
施設入所支援	通所によって生活介護や訓練などを受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事などの介護を行います。	52 人	51 人	50 人



ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

実施事業とサービス見込量

必須事業		見込量 (年度あたり)			
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
理解促進・研修啓発事業		実施	実施	実施	
自発的活動支援事業		検討	実施	実施	
成年後見制度利用支援事業		10 人	11 人	12 人	
成年後見制度法人後見支援事業		検討	実施	実施	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	470 件	480 件	490 件	
	要約筆記者派遣事業	160 件	165 件	170 件	
	手話通訳者設置事業	3 人	3 人	3 人	
	重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業	5 人	5 人	5 人	
日常生活用具給付事業	介護訓練支援用具	10 件	10 件	10 件	
	自立生活支援用具	30 件	30 件	30 件	
	在宅療養等支援用具	20 件	20 件	20 件	
	情報・意思疎通支援用具	20 件	20 件	20 件	
	排泄管理支援用具	1,600 件	1,600 件	1,600 件	
	住宅改修費	5 件	5 件	5 件	
手話奉仕員養成研修事業		35 人	37 人	40 人	
移動支援事業		14,823 時間	14,985 時間	15,147 時間	
地域活動支援センター	実施箇所数	市内	3 箇所	3 箇所	3 箇所
		市外	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	実利用人数	市内	26 人	26 人	26 人
		市外	2 人	2 人	2 人

任意事業	見込量（年度あたり）		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉ホームの運営	2件	2件	2件
訪問入浴サービス	250回	250回	250回
生活訓練等	20人	25人	30人
日中一時支援	2,640時間	2,640時間	2,640時間
文化芸術活動振興	290人	300人	310人
奉仕員養成研修	18人	20人	28人
障害者虐待防止対策支援	8件	8件	8件
自動車運転免許取得助成	1人	1人	1人
自動車改造費助成	1人	1人	1人

しょうじふくしけいかくかつどうしひょう
障がい児福祉計画の活動指標

実施事業とサービス見込量

指定相談支援	対象	内容	見込量		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある児童	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。	64人	66人	68人

児童福祉サービス	内容	見込量（1ヵ月あたり）			
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
児童発達支援	就学前の発達支援を必要とする児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練などを行います。	315人日	315人日	330人日	
医療型児童発達支援	上下肢または体幹の機能の障がいのある児童に、児童発達支援と治療を行います。	30人日	30人日	30人日	
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出に著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の指導員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の発達支援を行います。	5人日	5人日	5人日	
放課後等デイサービス	就学中の児童に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練等を継続的に実施し、放課後の居場所や社会との交流を提供します。	1,190人日	1,225人日	1,260人日	
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童、または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。	4人日	4人日	6人日	
子ども・子育て支援事業計画との連携	第1期障がい児福祉計画期間における各施設の受け入れ見込み人数	保育所	63人	70人	77人
		認定こども園	19人	22人	25人
		放課後児童健全育成事業	67人	67人	67人
		地域型保育事業	1人	1人	1人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置				検討	

けいかく すいしんたいせい 計画の推進体制

れんけいたいせい じゅうじつ 連携体制の充実

福祉分野だけでなく、保健・医療をはじめ、人権、産業・雇用、教育、住宅など多様な分野において、関係各課との連携・調整を図ります。また、乙訓圏域障がい者自立支援協議会や京都府・近隣市町、基幹相談支援センター、相談支援事業所、サービス提供事業所等との連携のもとで、圏域の課題を共有し計画を推進していきます。

長岡京市独自の課題についても、長岡京市障がい者ネットワーク連絡調整チーム会議や個別ケアマネジメント会議等を通じて連携を図っていきます。

また、個人や世帯が抱える課題が多様化・複雑化する中で、高齢・障がい・児童福祉が分野別に対応するだけでなく、それぞれの分野を横断して包括的に課題に対応していくことが求められています。地域共生社会の実現に向け、複合的課題に対応できる支援体制づくりを進めていきます。

けいかく しんこうかんり 計画の進行管理

PDCA サイクルの考え方のもとで、年に1回以上、成果目標等として掲げた内容を中心とした実績を把握するとともに、地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会において障がい福祉施策や関連施策の動向も踏まえた分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

しょう しゃ じ ふくしきほんけいかく せいごう 障がい者(児)福祉基本計画との整合

「第5次障がい者(児)福祉基本計画」(平成28年3月策定)においても、課題の解決につなげるための具体的方策を定め、本計画の推進と合わせて取り組みます。

また、「障がい福祉計画(第5期計画)・障がい児福祉計画(第1期計画)」の計画期間中に認識した課題については、平成32年度に策定予定の「第6次障がい者(児)福祉基本計画」の内容に反映していくものとし、課題の整理や解決に向けた方策を検討します。

くに はたら 国への働きかけ

課題解決のために、法制度の改正や人員配置基準・報酬の適正化が必要と判断したものについては、引き続き、国へ実態を伝えるために要望等を行います。

また、厳しい財政状況が続く中、各サービスの推進にあたっては財源の確保が大変重要です。体制を整備し、事業が適正に実施されるためには、国にも一定の負担が求められます。サービスの基盤整備や制度改正等に必要な財源は国の責任において講じられるものとし、サービスの提供に要する財源については市の負担が増加することのないものとして、確実な財源措置が行われるよう、引き続き必要な要望を行っていきます。

「障害」と「障がい」の表記について

長岡京市では、「障害」という言葉について、これが人の生活のしづらさに結びついた状態を表す場合には、「害」をひらがなで表記し「障がい」としています。

これは、否定的なイメージを含む「害」という漢字を人に対して使用することが、差別や偏見の助長につながらないよう配慮するものであり、すべての人権を尊重すること、また、障がいのある人への市民理解を深めることを目的とするものです。

ただし、法律等の用語や固有名詞については、そのままの表記としていることから、計画書を通じて「障害」と「障がい」の2つが混在しています。

長岡京市障がい福祉計画(第5期計画)・長岡京市障がい児福祉計画(第1期計画) 概要版 平成30年3月

発行：長岡京市 健康福祉部 障がい福祉課

〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1番1号 TEL：075-955-9549/FAX：075-952-0001

E-mail：syougaifukushi@city.nagaokakyo.lg.jp